

事 務 連 絡  
平成24年1月24日

各都道府県障害福祉主管課（室）担当 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 地域区分の見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
地域区分については、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）において定められているところですが、当省が開催している障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（\*）（以下「検討チーム」という。）において見直しの検討が行われ、国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）に倣って地域区分を見直す（平成24年度から26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、平成27年度から完全施行）こととしております。

地域区分の見直しの方針については、平成24年1月13日に検討チームが取りまとめた「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針（案）」（別紙1参照）に記載されており、この基本方針に沿って当省において具体的な地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬の1単位単価や地域区分に属する地域等の設定を行った内容は、別紙2のとおりになります。

つきましては、平成24年1月31日に開催予定の検討チームにおいて、別紙2の内容を決定する予定ですので、事前に情報提供いたします。

地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えますので、別紙2の内容を御了知の上、具体的な見直しの決定後、速やかに対応できるよう、管内市町村及び関係機関等に周知徹底をお願いいたします。また、別紙2の内容に事実誤認等がありましたら、1月27日（金）までにお知らせください。

なお、今後、上記の内容につき変更等があれば速やかにご連絡いたします。

\* 障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うもの。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

評価・基準係 原、中村（3036）

（代表） 03(5253)1111

（F A X）03(3591)8914

## 平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針 (案)

平成 24 年 1 月 13 日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 第 2 各サービスの報酬改定の基本方向

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

## (6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分 (7 区分) を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合 (18%、15%、12%、10%、6%、3% 及び 0%) を採用し、官署が所在しない地域のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方 (\*) を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
  - \* 対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の 1 単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成 27 年度からとし、平成 24 年度から平成 26 年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。

- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

## 地域区分の見直しについて

## 地域区分の見直しの全体像

## &lt;現行&gt;

地域割り		5 区分				
上乗せ割合		特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	調整手当支給地域				
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>				
対象とする市町村の区域の時期		平成 15 年 4 月 1 日				

## &lt;見直し後&gt; \* 区分名称は仮称

7 区分							
特別区	特甲地 1	特甲地 2	特甲地 3	甲地	乙地	丙地	
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
地域手当支給地域							
上記の							
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域に囲まれている地域</li> <li>対象となっている複数の地域に隣接している地域</li> </ul>							
※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様							
平成 24 年 4 月 1 日							

\* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度～26 年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成 27 年度から完全施行。

\* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

\* 障害児の地域区分については見直しを行わない。



〔1単位単価の見直しに当たっての経過措置〕【平成24年度から26年度】

＜平成24年度＞ 17区分

	特別区	特甲地→特甲地1	特甲地→特甲地2	特甲地→特甲地3	特甲地→甲地	甲地→特甲地2	甲地→特甲地3	甲地→甲地	甲地→乙地	乙地→特甲地3	乙地→甲地	乙地→乙地	丙地→特甲地3	乙地→丙地	丙地→甲地	丙地→乙地	丙地
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
居宅介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
同行援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
行動援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
療養介護	10円																
生活介護	10.82円	10.69円	10.64円	10.61円	10.55円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
児童デイサービス																	
短期入所	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
共同生活介護	11.09円	10.91円	10.85円	10.81円	10.73円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
施設入所支援	10.89円	10.74円	10.69円	10.66円	10.59円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.31円	10.25円	10.20円	10.17円	10.15円	10.10円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労移行支援	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
共同生活援助	11.08円	10.90円	10.84円	10.80円	10.72円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
旧身体障害者更生施設																	
旧身体障害者療護施設																	
旧身体障害者入所授産施設																	
旧身体障害者通所授産施設																	
旧知的障害者入所更生施設																	
旧知的障害者通所更生施設																	
旧知的障害者授産施設																	
旧知的障害者通勤寮																	
計画相談支援																	
地域相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円

\* P3から5の表の見方  
 P6・7の表を見て、〔現行の地域区分〕 〔見直し後の最終的な地域区分〕  
 丙地（0%） → 乙地（3%）  
 の市町村の場合、「丙地→乙地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

<平成25年度> 14区分

	特別区	特甲地→特甲地1	特甲地→特甲地2	特甲地→特甲地3	甲地→特甲地2 乙地→特甲地1	特甲地→甲地 甲地→特甲地3	乙地→特甲地2 丙地→特甲地1	乙地→特甲地3	甲地→甲地 丙地→特甲地2	丙地→特甲地3	甲地→乙地 乙地→甲地	乙地→乙地 丙地→甲地	乙地→丙地 丙地→乙地	丙地
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
居宅介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
重度訪問介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
同行援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
行動援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
療養介護	10円													
生活介護	10.92円	10.76円	10.67円	10.61円	10.55円	10.49円	10.46円	10.40円	10.37円	10.31円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
児童デイサービス														
短期入所	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
重度障害者等包括支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
共同生活介護	11.22円	11.01円	10.89円	10.81円	10.73円	10.65円	10.61円	10.53円	10.49円	10.41円	10.36円	10.24円	10.12円	10円
施設入所支援	10.99円	10.83円	10.73円	10.66円	10.59円	10.53円	10.50円	10.43円	10.40円	10.33円	10.30円	10.20円	10.10円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
就労移行支援	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
就労継続支援A型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10円
就労継続支援B型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10円
共同生活援助	11.20円	11.00円	10.88円	10.80円	10.72円	10.64円	10.60円	10.52円	10.48円	10.40円	10.36円	10.24円	10.12円	10円
旧身体障害者更生施設														
旧身体障害者療護施設														
旧身体障害者入所授産施設														
旧身体障害者通所授産施設														
旧知的障害者入所更生施設														
旧知的障害者通所更生施設														
旧知的障害者授産施設														
旧知的障害者通勤寮														
計画相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
地域相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円

<平成26年度> 20区分

	特別区	特甲地→特甲地1	乙地→特甲地1	特甲地→特甲地2	丙地→特甲地1	甲地→特甲地2	特甲地→特甲地3	乙地→特甲地2	甲地→特甲地3	乙地→特甲地3	丙地→特甲地3	特甲地→甲地	甲地→甲地	乙地→甲地	丙地→甲地	甲地→乙地	乙地→乙地	丙地→乙地	乙地→丙地	丙地
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
居宅介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
療養介護	10円																			
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
児童デイサービス																				
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
共同生活介護	11.34円	11.11円	10.97円	10.93円	10.91円	10.85円	10.81円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10円
旧身体障害者更生施設																				
旧身体障害者療護施設																				
旧身体障害者入所授産施設																				
旧身体障害者通所授産施設																				
旧知的障害者入所更生施設																				
旧知的障害者通所更生施設																				
旧知的障害者授産施設																				
旧知的障害者通勤寮																				
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円



# ●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分に属する地域の比較

## 〔官署所在地〕

		見直し後の最終的な地域区分						
		特別区 (18%)	特甲地1 (15%)	特甲地2 (12%)	特甲地3 (10%)	甲地 (6%)	乙地 (3%)	丙地 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)	特別区						
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、府中市、調布市、川崎市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋市 大阪府 高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市 神奈川県 横須賀市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市	大阪府 岸和田市		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市	神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)		埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街道市 東京都 青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県 大津市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	
	丙地 (0%)		茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、柴町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市 愛知県 焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津川市 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の特別区、特甲地1、特甲地2、特甲地3、甲地、乙地以外の地域

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 15 年 4 月 2 日から 24 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した場合等は、平成 24 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

〔官署が所在しない地域〕

		見直し後の最終的な地域区分						
		特別区 (18%)	特甲地1 (15%)	特甲地2 (12%)	特甲地3 (10%)	甲地 (6%)	乙地 (3%)	丙地 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)							
	特甲地 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 逗子市 大阪府 忠岡町		
	甲地 (6%)							
	乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 座間市、綾瀬市 大阪府 摂津市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	東京都 東大和市 東京都府 長岡京市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市
	丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、境町、五霞町、下妻市、八千代町、結城市、桜川市 栃木県 日光市、さくら市、壬生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、渋川市、榛東村、桐生市、みどり市 埼玉県 嵐山町、滑川町、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、深谷市、桶川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、箱根町 富山県 南砺市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、筑北村、上田市、下諏訪町、岡谷市、飯田市、伊那市 岐阜県 坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、長泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市、函南町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋、清須市、あま市、笠江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曾岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城村 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、菅原村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 岡山県 玉野市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市	すべての都道府県の特別区、特甲地1、特甲地2、特甲地3、甲地、乙地以外の地域

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

# 障害児の地域区分

## ●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

### <現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
児童デイサービス		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業		-								
肢体不自由児通園施設支援		10円								
児童デイサービス(再掲)		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)		-								
-		-								
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	第二種自閉症児施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児療護施設支援		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
第一種自閉症児施設支援		10円								
肢体不自由児施設支援		10円								
重症心身障害児施設支援		10円								
-		-								

### <見直し後>

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円		
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		自閉症の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	福祉型	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円	
		盲ろうあ児の場合	ろうあ	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定医療機関)	自閉症の場合		10円								
肢体不自由の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援			11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

## ●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

### <現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



### <平成24年度> 18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→6級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→6級地 乙地→2級地	甲地→7級地 乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地 丙地→2級地	乙地→7級地 丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円



### <平成25年度> 15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地 乙地→2級地	特甲地→6級地 甲地→4級地	乙地→3級地 丙地→2級地	乙地→4級地	甲地→6級地 丙地→3級地	乙地→5級地	丙地→4級地	甲地→7級地 乙地→6級地	乙地→7級地 丙地→6級地	乙地→その他 丙地→7級地	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円



### <平成26年度> 21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地 丙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→6級地	乙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円



### <平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

\* 平成24年度から26年度までの表の見方  
 次頁の表を見て、〔現行の障害者の地域区分〕〔障害児の地域区分〕  
 丙地（0%） → 7級地（3%）  
 の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分に属する地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域（下線）〕

		障害児の地域区分							
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (8%)	6級地相当 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現行の障害者の地域区分	特別区 (12%)	特別区							
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、 国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稲 城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、 府中市、調布市、 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋 大阪府 高槻市、吹田市、 寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市、小金井市 神奈川県 横須賀市、 <u>返子市</u> 京都市 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中 市、池田市、枚方市、茨 木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市		大阪府 岸和田市、忠國町		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市		神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐 野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)	埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、 日野市、 <u>東久留米市</u> 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街 道市、 <u>習志野市</u> 、 <u>八王 代市</u> 東京都 青梅市、東村山市、あ きる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、 茅ヶ崎市、大和市、 <u>綾瀬 市</u> 、 <u>座間市</u> 滋賀県 大津市 大阪府 越前市、 <u>大東市</u> 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市、 <u>安芸町</u>	東京都 <u>東大和市</u> 大阪府 <u>松原市</u>	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、 越谷市、戸田市、朝霞市、 <u>蕨市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>三芳町</u> 、 <u>狭山市</u> 、 <u>ふじの野 市</u> 、 <u>鳩ヶ谷市</u> 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市、 <u>伊勢原市</u> 、 <u>葉山 町</u> 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市 兵庫県 山西市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市、 <u>長岡京市</u> 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	北海道 <u>小樽市</u> 静岡県 <u>熱海市</u> 、 <u>伊東市</u> 奈良県 <u>生駒市</u> 山口県 <u>下関市</u> 福岡県 <u>久留米市</u> 、 <u>飯塚市</u>	
	丙地 (0%)	茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷 市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、 ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、 東松山市、入間市、三郷 市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、 白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、 大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、 <u>大阪狭山 市</u> 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市の、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜 市、坂戸市、鳩山町、杉戸町、北川辺町、栗 橋町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井 町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田 市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島 市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢 市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、三好 町、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津町 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福 津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の 1級地、2級地、3級地、 4級地、5級地、6級地、 7級地以外の地域		

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 18 年 4 月 1 日。

\* 平成 15 年 4 月 2 日から 18 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した  
場合等は、平成 18 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ  
割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町  
及び旧三瀨町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧額田町については、平成 27 年 4 月 1 日から下関市、久留米市又は飯塚  
市の区域として取り扱うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は 0%とする）。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。